

グローバルインベストメント株式会社（以下、当社）は「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）を受け入れることを表明します。その趣旨に沿ってスチュワードシップ責任を果たすために、下記の方針に基づいて行動致します。

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

投資家の中長期的な投資リターンを最大化するために、投資先企業の経営陣と積極的な対話を行います。

2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

ファンド間取引、当社関係者とファンドとの取引及び当社関係者の投資については、利益相反が生じないようにルールを定めます。

3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

投資先企業とその業界について定量分析、定性調査、株価評価を行います。その過程で企業訪問、決算説明会への参加、工場や施設の見学などを積極的に実施します。また、投資後も継続的に投資先企業の状況のモニタリングを行います。

4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

対話を続けることにより、投資先企業の戦略、事業環境の変化についての認識を共有し、中長期的な姿勢で経営陣とともに株主価値向上に取り組みます。

5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

投資先企業の個別事情等に配慮した上で、投資家の中長期的な投資リターンを最大化するよう議決権行使を行います。投資先企業の数及び名称を一般には開示していないため行使結果の公表は差し控えますが、投資家の求めがあった場合は個別にご説明します。

6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

定期的に行う運用報告において、スチュワードシップ責任を果たすための活動についてご説明します。

7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社の投資チームは国内外における豊富な知識と経験を有する専門家により構成されています。社会情勢や事業環境の変化に真摯に向き合い、即応すべく常に自己研鑽に努めます。